

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
453	1582	433	*[F.C.O.]229 [S.O.184(I)]	[555]		スイス連邦法は、代金の支払いを手段として、物の所有権とその享受を買主に移転する契約と定義。仏法は目的物の引渡しと、代金の支払いをもって売買を定義し、言語以外の手段による合意でも同様とする。日法は、所有権の移転と代金支払いの2点を約することを、売買契約の効力発生条件とする。独法は引渡しと共に、買主の所有権取得を凶ることを売主の義務とし、代金支払いと目的物受領を買主の義務とする。また、権利売買の場合にも言及。定義という条文のスタイルからスイス連邦法を優先。
454				*556		日法は本条とほぼ同趣旨。スイス法は、契約一般に関する予約の規定。
455						
456						
457				*558		日法は本条とほぼ同趣旨。仏法は、買主負担を原則とする。独法は原則的に売主負担とし、履行地以外への移送費は買主負担とする。スイス法も独法と同趣旨。英法は「目的物の特定」に関する規定。よって日法を優先。
458	*[1583]			[176]		仏法は「合意のみによる所有権の移転」を原則とし、日法もそれに倣う。独法およびスイス法は、物権変動には物権行為を要求する無因性の立場。よって仏法を優先。
459					*Sale of Goods Act 1(4)	英法は、期限の到来または条件の成就によって売買の合意が効力を生じる旨の規定。仏、独、スイス、日法は停止条件についての一般規定。よって英法を優先。
460	1585				*Sale of Goods Act 16, 18 rule 3	英法は本条とほぼ同趣旨。仏法も趣旨は類似するが、むしろ危険負担の規定。よって英法を優先。
461	*[1603]				Sale of Goods Act 27	仏法は、売主の義務として、目的物の引渡しと瑕疵担保責任を規定。独法、スイス法、英法は、基本的に売主と買主双方の義務を規定しているが、売主のそれとしては、独法、スイス法は目的物の引渡しと所有権の移転を規定。英法は目的物の引渡し義務のみを、日法は所有権移転義務のみを規定。売主の義務のみを規定する点に着目し、仏法を優先。
462	*[1604-1607]					日法（商法第283条）は「法令又は慣習により取引時間の定めあるときは、その取引時間内に限り債務の履行を為し、又はその履行の請求を為すことを得」というもの、独法（商法）も、受領遅滞の場合の提供の効果（374）、お

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						よび履行期の定めのある場合における不履行もしくは遅滞の効果についての規定（376）。スイス法は、目的物の瑕疵を買主が知っていた場合（200）、および買主の検査義務に関する規定。よって仏法のみが本条の趣旨と重なる内容を有する。
463		447[(I)]	[F.C.O.]203		<b>*Sale of Goods Act 1893 32(I)</b>	英法は、本条とほぼ同趣旨。スイス連邦法は、買主が目的物を受領した時点で目的物の占有を取得するとする規定。独法は、買主の請求によって売主が目的物を履行地以外に送致したときの、危険負担の移転を規定する。よって英法を優先。
464		[448(I)]	<b>*[S.O.189(I)]</b>			スイス法は本条とほぼ同趣旨。独法は引渡しに要する費用は売主の、受領および履行地以外への送致のための費用は買主の負担を規定。仏法は、「現状」での引渡しと果実の帰属を規定。文言の近さに着目して、スイス法を優先。
465					<b>*[Sale of Goods Act 30(1),(2),(3)]</b>	英法は、本条とほぼ同趣旨。仏法は、売主に約定された数量を引渡す義務ありとする規定。独法、スイス法、日法は、瑕疵担保責任に基づく解除請求または代金減額請求の規定。よって英法を優先。
466	<b>*[1617-1620]</b>					仏法は、売買された不動産が約定された広さに満たない場合、超える場合、差異が5%に満たない場合などを別々に規定。本条は、仏法の趣旨を第465条の形式に合わせて条文構成を改めたものと推測される。よって仏法をモデル条文と判定。
467	<b>*1622</b>			564, 565		仏法は、買主の善意・悪意を区別せず、本条とほぼ同趣旨。日法は、買主善意の場合は瑕疵を知り得た時期を、悪意の場合は契約締結時を起算時点とすることを規定。独法は瑕疵担保責任に基づく訴権に関して、動産には引渡し時点から6ヵ月、不動産は1年の「消滅時効」を規定。スイス法は動産の売買につき、瑕疵担保責任に基づく訴権に引渡しから1年の除斥期間を規定。よって仏法を優先。
468	<b>*[1612]</b>				[Sale of Goods Act 41(1)(a),(b)]	仏法、英法とも、本条とほぼ同趣旨。仏法は「支払い猶予を与えていない限り」という条件を規定し、英法は「信用供与」のない場合、またはそれが失効した場合という条件を規定。規定の簡明さに着目して、仏法を優先。
469	<b>*1613</b>				[Sale of Goods Act 41(1)(c)]	仏法は、買主の破産ならびに支払いを困難とするその他の事情を条件とする。英法は、ただ買主の破産に言及するのみ。本条は、仏法の規定をより具体的に改めたものと推測しうることから、仏法を優先。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
470						
471						
472	1641	*459	[S.O.197]			仏法は「想定された用途の適せず、または買主が知っていれば購入を控えたであろう程に、効用を低減させる」隠れた瑕疵について規定。独法は経済的価値、または「通常の用途もしくは契約において想定された用途への適性」を低減させるような瑕疵について規定。スイス法も独法と同様であるが、「契約において想定された用途」への言及はなし。日法は「権利の瑕疵」の規定を基本とし、性質の瑕疵へはその規定を準用する形式。英法はむしろ「買主が明示的もしくは暗示的に要求した用途」または「売主が仕様書きで明示した用途」への適性を問題とし、その他の性状への担保責任はなしとする形式。よって条文構成の近さに着目して、独法を優先。
473	1642	*460, [461,] 464	[F.C.O.]245 [S.O.200, 234]	[570]		仏法は買主側に怠慢があった場合に売主に責任なしとし、スイス連邦法は、買主に既知の場合、または相当の注意を払えば知り得た場合は、売主に責任なしと規定。独法は、買主に既知の場合ならびに重過失があった場合、および買主が瑕疵を知りつつ、請求権の留保なく受領した場合を規定。総合的に判断して、本条は独法をモデルにそれを書き改めたものと推測される。
474		477	[F.C.O.]257-259 [S.O.210]	*[564, 565]		仏法は、「短期間のうちに」として除斥期間を明記せず。独法は瑕疵担保責任に基づく訴権に関して、動産には引渡し時点から6ヵ月、不動産は1年の「消滅時効」を規定。スイス連邦法は、瑕疵担保責任に基づく訴権に引渡しから1年の除斥期間を規定。日法は、買主善意の場合は瑕疵を知り得た時期を、悪意の場合は契約締結時を起算時点とすることを規定。瑕疵を知った時点を起算点とすることに着目して、日法を優先。
475	[1626, 1638]	[434, 440]	*[S.O.192(I)]		[Sale of Goods Act 12]	仏法は、第三者が何らかの権利を理由に買主に対して強制立退および占有妨害に及ぶことがないことは、売買における「法定の保証」と規定。英法も、売主が目的物上に権源を有することや、平穏な占有を買主に提供することは「暗黙の保証」とし、内容的には仏法とほぼ同趣旨。独法は、より抽象的に「第三者の権利の負担のない状態で給付する」ことを売主の義務とする。スイス法は、契約締結時に既に成立していた権利に基づき、第三者が買主から目的物を取り上げるようなことはない、買主に保証することは、売主の義務であるとする。日法は、これらの問題を「他人の権利の売買」や「権利の瑕疵」の問題とし、特に第三債権者のための担保物権を問題とする。総合的に判断して、次条とともに、本条の条文構成はスイス法に近いと判定。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
476		[439(I)]	*[S.O.192(II)]			買主に既知の場合には、売主に責任なしと明言しているのは、独法とスイス法のみ。独法はしかし、担保物権の負担については、買主既知の場合にも売主に責任を認める。よってスイス法をモデル法と判定。
477			*[F.C.O.]238 [S.O.193(I)]			売主の訴訟参加に言及しているのは、スイス法のみ。よってスイス法をモデル法と判定。
478						
479	1626, 1638	440	*[F.C.O.241, 242; S.O.195, 196]	566, 567		旧法第479条は、1919年草案債務法民法417条、418条にしたがって目的物の全部を失った場合と、部分的な喪失の場合を定義して、その効果としては一般的な債務不履行責任に従うと規定。基本的にはスイス連邦法第241条、242条（スイス法第195、196条）をモデルにしている。本条は、この旧法の規定を更に編集したものと思われる。よってモデルとしては、スイス法を優先。
480						
481						
482	1640		*[F.C.O.]239, 240			本条もまた、スイス連邦法に基づいた1919年草案第422条を基本的に継承している。よって本条でも、スイス法を優先。
483	*1627, 1628	[443]	[S.O.192(III), 199]	[572]		仏法は、本条とほぼ同趣旨。独法、日法は、売主免責の合意は、売主が瑕疵もしくは第三者の権利を意図的に黙秘した場合には、無効とする。よって仏法を優先。
484	*1629					
485	1628		[F.C.O.]237, 244 [S.O.192(III), 199]	*572		仏法は「売主自身の行為の結果を秘匿した場合」を規定。独法は「瑕疵を秘匿した場合」、スイス連邦法も「第三者の権利を秘匿した場合」と「瑕疵を秘匿した場合」を規定。日法は「事実を秘匿した場合」と「売主自身が第三者のために権利を設定した場合」を規定。よって日法を優先。
486	*1650	433[(II)]	[F.C.O.260; S.O.184(I)]		Sale of Goods Act 27	仏法は、本条とほぼ同趣旨。スイス連邦法も同様。独法、英法は、売主と買主双方の義務を同時に規定。なお、独商法、日商法の規定は、受領遅滞、受領不能に関する規定。よって仏法を優先。
487	1591, 1592		[F.C.O.]261 [S.O.184(III)]		*Sale of Goods Act 8,	英法は、本条とほぼ同趣旨。仏法は、当事者間の合意によって価額を決定することを原則とする。スイス連邦法は「価格が約定されていない場合は、履行地・履行時における相当の価格と推定する」とする。よって英法を優先。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
488				576		日法は、第三者が権利を主張し、買主が目的物を追奪される虞がある場合に、代金の支払いを拒否できるという規定。
489	*1653			576		仏法、日法とも、本条とほぼ同趣旨。本条の文言は仏法のそれにより近いので、仏法を優先。
490	[1651]	[322(I), 452]	[S.O.184(II), 213(I)]	*573		仏法、独法、スイス法も、ほぼ同趣旨だが、その文言は「同時履行」の義務を定めるもの。日法の文言は、本条のそれとほぼ同様。よって日法を優先。
491	*1659	[497(I)]		579		仏法は、本条とほぼ同趣旨。独法は、買戻し権の行使とその効果に関する規定。日法は、不動産の買戻しのみを規定。よって仏法を優先。
492				*[579]		買戻し権行使の効果を売買契約の「解除」と明示的に規定するのは、日法のみ。
493						
494	1660[(I)]	*503		580[(I) Sent.1]		混合条文。仏法は、買戻し権の除斥期間を5年と規定。日法は、不動産に関して10年とする。独法は、不動産に関しては30年とし、それ以外は3年とする。動産、不動産を区別し、且つ両者に関して規定をもつことに着目して、独法を優先。
495	*[1660(II)]			[580(I) Sent.2.]		仏法、日法ともに、本条とほぼ同趣旨。動産、不動産両者を含む点に着目して、仏法を優先。
496	[1661]			*580[(II)]		日法は、不動産に限るものの、本条とほぼ同趣旨。仏法は、「裁判により延長することはできない」と規定。よって日法を優先。
497						
498	1664					仏法は、本条とほぼ同趣旨だが、動産と不動産の区別をせず、転得者に対しても買戻し権を行使し得るとする。
499	1673[(I)]	*497[(II)]		579		独法は、本条とほぼ同趣旨。仏法、日法は、売買代金に契約費用や保存費用などを加えた価額を買戻しの価額とする。よって独法を優先。
500	*1673[(I)]	[500]		[583]		仏法および日法は、代金に加え、手数料ならびにその他の出捐（費用）の償還を買戻し人の債務と規定。独法は、目的物の価値が増額した限りで、買主に費用償還請求権が存すると規定。文言の近さに着目して、仏法を優先。
501						

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
502	*1673[(II)]	499		581[(II)]		混合条文。全体的には仏法をモデルとするが、賃借権に関する規定は日法を倣う。買主（売戻し人）が第三者のために設定した権利を消去することを買主（売戻し人）の義務と明言するのは、独法のみ。仏法の条文がこれらの内容をほぼ包括する点に着目して、仏法を優先。
503					Sale of Goods Act [13,] 15	独法は、見本や試供品の品質を「保証されたもの」とみなす旨を規定する。スイス法の条文は、見本売買の原則よりも、むしろ見本に関する挙証責任の問題を扱う。英法は、これら2種の特種な売買形式につき条文を有するが、その条文構成は、本条とは異なる。
504						
505	1587, 1588	495	[F.C.O.]269 [S.O.223-225]			仏法、独法、スイス法ともに、品定めの結果、提供された目的物を承認するか否か決断する権利が買主側にあることを規定。
506		496	*[F.C.O.]270; S.O.224, 225			第506条と第507条は、スイス連邦法第270条の構成を変えて、2条に分けたものと考えられる。よってスイス法を優先。
507			*[F.C.O.270; S.O.224]			本条の文言は、スイス連邦法のそれ（引渡し前の検査）とほぼ同趣旨、同文言。
508					*Sale of Goods Act 18 rule 4	英法は「買主が受入れの意思を表明した場合」と「受入れの意思を表明しないにもかかわらず、目的物を返還しない場合」に関して、所有権の移転時期を規定するものだが、本条の趣旨とほぼ共通。よってこれをモデルと判定。
509		156			*Sale of Goods Act 58 (2)	本条の文言は、英法のそれとほぼ同趣旨。よって英法を優先。
510						
511						
512					*Sale of Goods Act 58 (3), (4)	
513						
514						
515						

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
516						
517						
518	*1702					
519	[1707]	[515]	*[F.C.O.272, S.O.237]			仏法、独法は、単に売買契約に関する規定の準用を定めるだけで、各当事者を引渡す財物に関しては売主として、受領する財物に関しては買主として扱う旨を定めるのは、スイス法のみ。よってスイス法を優先。
520				*[586(II)]		
521		516		*549		独法は「財産の移転は、それが無償で行なわれることで両当事者が合意したときは、それを贈与とする」という規定の仕方。日法は「贈与者は無償で自分の財産を相手方に移転し、受贈者はそれを受諾する意思を表明することにより成立する」と規定。本条の規定のスタイルは日法に近く、よってそれを優先。
522						
523						
524						*旧法と比べて、変更点が多く見られるが、表現の明確化が主な目的で、条文の趣旨には変更はない。
525						*旧法と比べて、旧法は「登記官の面前での登記」のみに言及するが、新法では「書面による契約と登記官の面前での登記」と、2つの条件が挙げられている点に、主な相違がある。
526	931					*旧法と比べると、旧法は「財物の贈与」にのみ言及するが、新法は「財物の贈与、またはその確約」と、適用範囲を拡大している。
527		520	S.O.252	*552		独法とスイス法は「定期金給付債務は、贈与者の死によって消滅」と規定。日法は「贈与者または受贈者の死」と規定。よって日法を優先。他方、但書きは独法に基づく。したがって本条は、混合条文と判断される。 *旧法と比較すると、旧法で認められていた贈与者の解除権が新法では削除されている。
528		*527				*旧法と比較すると、旧法が付帯義務不履行の場合に贈与者の解除権を認めていたのに対し、新法はより厳格な規定において、贈与者の返還請求権を

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						制限している。
529		*526		[551(II)]		独法は、贈与の目的物に瑕疵がある場合に、受贈者の負担をその残余価値に限定する規定。日法は負担付贈与の場合の贈与者の担保責任を規定するもの。よって独法を優先。
530		[526]		*551(III)		独法は、贈与の目的物に瑕疵がある場合に、受贈者の負担をその残余価値に限定する規定。日法は負担付贈与の場合の贈与者の担保責任を規定するもの。よって日法を優先。
531	[953], *955					
532	[957(II)]	*530				仏法は、背信行為に基づく遺贈証書廃棄の訴えに関する規定。独法は、贈与者ならびにその家族に対する背信行為があった場合の贈与の取消に関する規定。よって独法を優先。
533		*532				背信行為に対する贈与者の免罪および除斥期間の規定等、本条は独法のそれとほぼ同趣旨。よって独法を優先。
534		*531[(II)]				
535						
536				*554		
537	*1709	535	[F.C.O.]274	601		仏法は「使用」と「収益」の双方に言及するのに対して、独法・スイス法は「使用」にのみ言及し、また仏独両法は「期限の定め」に言及するのに対して、日法・スイス法にはそれがない。よって仏法を優先。
538		566				仏法は、書面によらない賃貸借契約一般の効力に関する規定で、スイス連邦法は賃貸借契約に特定の方式は要求されないが、不動産賃貸借の場合、特段の合意には書面が必要とする規定。独法が条文構成の点で最も近いが、規定内容は異なる。
539						
540		567		*604		独法は、30年を超える賃貸借につき解約権を認める規定。日法は最長を20年とするが、その他の条文構成では本条のそれにきわめて近い。よって日法を優先。
541						



1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
542						
543						
544		549		*612		仏法とスイス連邦法は原則的に転貸権を認める規定。独法は日法同様に賃貸人の許諾を条件とするが、賃貸人が許諾を拒否したときは、賃借人に解約権を認める趣旨。よってに日法を優先。 *旧法と比べて、相違点が若干あるが、表現の修正に留まり、趣旨の変更は見られない。
545				*613		本条の趣旨は、日法のそれとほぼ同一。
546	*1720					
547		547		608		独法および日法は賃貸人の費用償還義務を規定する点で、本条の趣旨と近く、またスイス法は、日常的な小額の修繕費を賃借人の負担とする点で本条と同趣旨である。
548	[1721]	[537(l) Sent.1]	*[F.C.O.277]; [S.O.254]			スイス連邦法第277条は、契約目的にそぐわない状態またはその目的を著しく阻害するような状態のまま目的物を引渡した場合における賃借人の解除権に関する条文。減額請求権、損害賠償権も規定。独法も瑕疵に関する同趣旨の規定であるが、賃料の免除・減額を規定するもので、解約は含まない。 *旧法と比べると、旧法が「賃貸人が財物を…引渡したとき」と目的語に限定が無いのに対して、新法では「賃貸人が賃借物を…引渡したとき」と限定したのが、主な相違点。
549						
550	1721					仏法は、賃借物の瑕疵により賃貸借の意図するその使用が阻害される場合には、契約時の既知・不知を問わず、賃貸人に保証責任を課すもの。
551						*旧法と比べて、旧法では「その使用または収益を不能とする」となっていたが、新法では「その使用ならびに収益を不能とする」と改められた。また、旧法には「賃借物の瑕疵に解約を相当とする程の深刻さが認められない場合に限る」という賃借人の解除権の制限がなかった。イギリスからの修正要請により、加えられたものと思われる。
552	1728	550	[F.C.O.]283	594, 616		仏法は「注意深く使用すること、契約に規定された目的または状況から推定される目的のためにのみ使用すること」を賃借人の義務と規定。独法は「契

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						約に反する目的に使用し、賃貸人の警告にもかかわらず中止しないときは、その差止請求の訴えを提起できる」とする。スイス連邦法は「善良な家長として使用すること」を賃借人の義務とし、借地人が既定の用途以外の目的に不動産を使用した場合の地主の解約権を規定。日法も「契約またはその物の性質により定まる用法」に従うことを義務とする。しかし、「慣習」に言及する条文はない。
553			[F.C.O.]283, 304			仏法第1728条は賃借人の注意義務と賃料払い義務に関する規定で、1754および1755条は修繕義務に関する個別的な規定。独法は基本的に賃貸借一般と小作契約を区別する構成で、独法第582条は小作者の修繕義務ないし注意義務に関する規定。スイス連邦法第283条は賃借人の義務、第304条は小作者の義務に関する一般条項。スイス法の規定が、その趣旨において本条の内容に一番近いかもしれないが、モデル条文とは言えない。
554	1729	*553	[F.C.O.]283 [S.O.285]	616 [-> 594]		仏法は約定された目的以外のために賃借物を使用したり、賃貸人に損害を及ぼした場合の解約権を規定したもの。独法は基本的には違約行為の差止請求権を規定し、それが賃貸人への加害行為となる場合には解約権を規定する。スイス連邦法第283条第2項は地主の解約権に関する規定。このうち、賃貸人の警告を解除に前置するのは、独法(Abmahnung)。よって独法を優先。
555						賃貸人の検査行為に言及するのはスイス法のみ。よってこれを優先。
556	*1724		S.O.256[(I)]	606[(II)], 607		仏法は、賃借人の修繕受忍義務、40日を超える場合の賃料の減額、契約目的に適せぬ場合の解除権を規定。スイス法は受忍義務のみの規定。日法は、受忍義務と解除権の規定。総合的に仏法が最も本条の内容に近い。よってこれを優先。 *なお、旧法は仏法とほぼ同一内容であったが、居住に適しなくなる場合には解除権が認められるという、限定的な規定の仕方であったため、イギリスより修正を求められたものと思われる。
557	[1726, 1727], 1768	545	[F.C.O.]284	*615		仏法は主に第三者による侵害や権利主張の場合を規定するのに対して、独法は、賃借物の欠陥が発覚し、または予期せぬ危険に対する予防措置が必要となった場合の、賃借人の通知義務を規定する。仏独ともに、通知義務を怠ったときは、賃借人が損害を負担せねばならないとする。日法は、独法同様に修繕の必要が生じた場合と、仏法に倣って第三者による権利主張の場合とを扱うが、通知義務を怠った場合の、賃借人の損害負担責任は規定されない。本条は仏法と日法の混合条文と考えられるが、総合的に判断して、日法の構

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						想が本条の趣旨に最も近いと判定され得る。
558						仏法は、主物の所有権者が従物に対して有する効力を規定するもの。独法は貸主の費用償還義務の規定。日法は借主の収去権に関する規定。したがって、本条のモデルと見られる条文は、以上の外国法には見当たらない。
559		551	*[F.C.O.286]	614		独法と日法は、土地の場合とその他の賃借物の場合とを区別した構成となっている。また、スイス連邦法は特約も慣習もない場合、長期の賃貸では半年毎、短期の賃貸では毎月末と規定。よってスイス法が優先。
560			*S.O.265			独法および日法は、双務契約における債務不履行の一般的効果としての解除権の規定。スイス法は、支払がない場合には解約する旨の警告と共に、長期の賃貸では30日、短期の賃貸では6日間の期間を定めて催告することを規定。よってスイス法を優先。
561	*1730, 1731					仏法は、賃借人における賃借物返却時の原状回復義務、良好状態での受領の推定など、本条の趣旨ときわめて近い。独法は、契約終了時における賃借人の賃借物返還義務を規定する一方、適切な使用による劣化は賃貸人の負担とするなど、仏法とは異なった視点。よって本条では仏法を優先。
562	*[1732, 1755]	[548]				仏法は、賃借人の責めに帰すべき滅失毀損の場合の賠償責任を規定し、独法は、適正な使用による劣化は、賃貸人の負担とする。したがって、本条の趣旨は、仏法をメインとして、独法の趣旨を加えたものと考えられる。よって仏法を優先。
563		*558				独法は、賃貸人の損害賠償世紀有権、ならびに賃借人の費用償還請求権の消滅時効を6か月とする。他方、日法は1年とする。よって独法を優先。
564		*564	[F.C.O.289; S.O.276]			独法は、期間の特約がある場合には期間の過渡によって契約は終了し、期間の定めがない場合には両当事者に解約権がある旨を規定。スイス法は、約定期間がない場合には両当事者とも解約権を有すると規定のみ。よって独法を優先。
565						
566		[564(II)], 565, [595]	[F.C.O.]289, 290 [S.O.267]	617		独法、スイス法、日法とも、それぞれ予告期間の規定の仕方が異なり、賃料支払い期間1期をそれとするものはない。したがって、本条のモデル条文は不明。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
567	*1722[(I)]					
568	1722[(II)]			*611		仏法、日法とも同趣旨であるが、残存部分のみでは契約目的達成が困難な場合には解除可とするのは、日法。よって日法を優先。
569		*571				仏法は、公正証書などのある場合のみ賃貸借関係の継続を認める。独法ならびにスイス法は、借主に引渡した後に第三者に売渡したときは、買主は貸主の地位に代位すると規定。日法は登記を要件とする。語句の類似性に基づいて、独法を優先。
570	1738	568	*[F.C.O.]291	619[(I)]		仏法は「賃借人が退去せず、賃貸人も退去を求めず」と規定、独法は単に「賃借人が賃借物の使用を継続」と規定し、スイス連邦法と日法は「賃貸人がこれを知りながら意義を述べず」と規定。ただし日法は「同一の条件で更新されたものと推定」とするが、スイス法は「期間を特定せずに」と規定。よってスイス法を優先。
571						
572						*旧法と比較すると、旧法が目的物の所有権の譲渡のみに言及していたのに対して、新法は目的物に対する何らかの権利の譲渡もその契約の目的に含めている。
573						*旧法では賃貸人が少なくとも支払い総額の1/3を返還しなければならないとしていたが、それが第1項の「支払った金銭を放棄して」と矛盾するからであろうか、新法では削除された。
574						*旧法と比較すると、旧法が単に「2期連続して遅滞した場合」としていたのに対して、新法は「2期連続して遅滞し、支払わなかった場合」と規定して、条件を厳しくしている。また終期の支払いに遅滞した場合には、旧法が「1ヶ月の期間を経過した後でなければ、権利行使できない」としていたのに対して、新法は「更に1期間を経過した後」とより柔軟な規定を採用している。
575		611	[F.C.O.338(I)]	*623		仏法は無期限、無限定の労働契約を禁止する趣旨。独法は「被用者は約した労務を果たし、使用者は約した報酬を支払う義務を負う」というもの。日法は「被用者は労務提供を約し、使用者は報酬の支払いを約す」という表現。スイス連邦法第338条は「一方が、報酬を代償として、他方のために労務を提供する契約」と定義。よって日法は最も本条の表現に近い。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
576		612[(I)]	*[F.C.O.]338[(II)]			独法の条文は「有償でのみ労務提供が期待される場合は、明示の合意なくとも有償」という表現の仕方。スイス連邦法は「たとえ確約がなくとも、無償の労務提供が想定できないような事情があるときは報酬提供の義務あり」とする。よってスイス法の表現が最も近い。
577				*625		独法は基本的に譲渡禁止とするのに対して、日法は「被用者の同意を得なければ譲渡は許されず」と消極的な表現であるが、実質的には本条と同趣旨。スイス連邦法は「被用者自身が労務を提供する義務を負う」とする規定。よって日法を優先。 *なお、旧法と比較して、相違点があるが、主に表現の修正に留まり、趣旨には変更はない。
578						
579		*616; 63, 72(II)				
580		*614	[F.C.O.]340	624		スイス連邦法は「先払いや定期的な支払の確約も慣習もないときは、労務終了後に支払い」と規定。独法は特約への言及なく「報酬は労務終了後に支払。期間毎に報酬が定められている場合には、各期間終了後に支払」と規定。日法は「被用者は労務完了後、期間終了後でなければ報酬を請求できず」と規定。よって規定の類似性から独法を優先。
581		625	[F.C.O.]342	*629		独法、日法とも趣旨はほぼ同様。本法の但し書きは日法のそれと一致。スイス連邦法は「解約に予告が要求される場合において、双方とも予告しないときは更新されたものとみなす」と規定。よって日法を優先。
582		[621]	[F.C.O.]343, 345	*627[(II)(III)]		独法は、報酬支払いが日毎、週毎、月毎の場合などを個別に規定。日法は「当期の前半までに通知」と一般的に規定。スイス連邦法第343条は「期間の確約もなく、解約内容からの推定もできない場合には、各当事者は法定の予告期間を守って解約することができる」と規定。よって日法を優先。
583		[626]		[628]		独法は「重大な事由」、日法は「止むを得ない事由」があるときは「各当事者は予告期間なく解除可能」とするが、本条のような規定ではない。
584			*[F.C.O.]347			
585		*630; Com.73				
586						

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
587		631	[F.C.O.]350 [S.O.363]	*632		独法は「請負人は施工義務、注文者は報酬支払い義務を負う」という趣旨。日法は「請負人は仕事の完成を、注文者は報酬の支払いを約す」という趣旨。スイス連邦法は「請負人が仕事を完遂し、注文者がその代金を支払う旨の契約」と定義。よって日法を優先。
588			*S.O.364 [(III)]			
589			*[F.C.O.]352 [(I)] [S.O.365(I)]			
590			*[F.C.O.]352 [(II)] [S.O.363(II)]			
591		645	*[F.C.O.356]	[636]		独法は「滅失・毀損の場合でも、報酬および損害賠償を請求できる」とし、スイス連邦法は注文者の調達した資材または建設予定地に瑕疵がある場合の請負人の通知義務を規定して「遅延した場合は、請負人が損害を負担」とする。日法は「注文者に修補請求権、解除権なし」と規定。本条の内容と最も類似するが故に、スイス法を優先。
592						
593			*[S.O.366(I)]	[635]		本条の内容は、スイス法第366条のそれとほぼ同趣旨。よってスイス法を優先。
594		[633], 634	*S.O.366[(II)]	[634]		これに対して、スイス法第366条第2項は本条とほぼ同趣旨。また、瑕疵が重大な場合の受領拒否権、些細な瑕疵の場合の報酬減額請求権を注文者に認め、請負人に過失ある場合にのみ、損害賠償請求権を容認。この点でも本条は、スイス法に最も近い。独法はまず請負人の義務と瑕疵担保責任、遅滞の場合の損害賠償を規定し、更に注文者による修補期間の設定、期間徒過の場合の解除または報酬減額請求を規定。日法は、単純に期間を定めた修補請求権と、それに代わる損害賠償請求権を規定するのみ。いずれも「請負人の責めに帰すべき事由」は要求していない。よってスイス法を優先。
595		*651 [(I)]				
596						
597						
598		640	*[F.C.O.]360, 361			独法は注文者の受領義務を規定し、瑕疵を認識しつつ受領したときには、修

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						補請求権などを失うことを規定。スイス法の内容は、本条のそれとほぼ同趣旨。よってスイス法を優先。
599						
600		638	*[F.C.O.]362	[637, 638(I)]		仏法は建造物の瑕疵担保責任について、10年の消滅時効を規定。独法は通常は6か月とし、建造物は5年と規定。スイス連邦法は通常は1年、建造物は5年とする。日法は通常は1年とし、建造物は5年、特に強固な建造物は10年とする。よってスイス法を優先。
601				[638(II)]		日法は「瑕疵により土地の工作物が滅失毀損した場合には、その時から1年以内」という趣旨。スイス法は「引渡し後、時間が経過してから瑕疵が発見されたときは、直ちに請負人に通知すべし」という趣旨。したがってモデル法とはいえない。
602		[641]	*S.O.372 [F.C.O.363]			独法とスイス法はほぼ同内容だが、スイス法が2項構成としている点で、本条に近い。よってスイス法を優先。
603	*1788, 1790	644	[F.C.O.]367			<p>仏法の規定内容は、本条にきわめて近い。独法は「引渡までは、請負人が危険を負担」と一般的に規定。スイス連邦法第367条は「偶発事が原因で引渡し前に滅失した場合」に請負人の報酬請求権を否認し、「資材の損失は調達者が負担」とする規定。よって仏法を優先。</p> <p>*なお、旧法と比較して、旧法は「不可抗力またはその他の原因のために滅失あるいは毀損したとき」と規定していたが、新法は原因を限定するような表現を削除し、代わって「注文者の行為が原因でない限り」という、別の限定を採用している。</p>
604		645	[F.C.O.]368			<p>独法とスイス連邦法は「注文者の調達した資材の瑕疵、またはその指示が原因で滅失した場合には、請負人の報酬請求権は消滅せず」とする。なお、独法は請負人の無責を要求し、スイス法は「請負人が注文者への通知義務を果たした限り」と条件を付ける。したがって報酬請求権の消滅を原則とする本条とは、趣旨を異とする。</p> <p>*旧法と比較した場合、修正点が多々見られるが、第1項の修正はほぼ文言の修正に留まるのに対して、第2項では、旧法が「(注文者の調達した)資材の性質に原因がある場合を除く」としていたのに対して、新法では「注文者の行為に原因がある場合を除く」という規定に変更されている。</p>
605	*1794	649	[F.C.O.369]	641		仏、独、スイス、日の全てで同趣旨。独法は「注文者が解約しても、請負人

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						の報酬請求権は消滅せず」というもの。スイス連邦法第369条は「既になされた仕事の報酬を支払って損害を賠償すれば、何時でも解除できる」とする。これに対して、仏法および日法は、請負人の損害賠償請求権にみに言及。よって仏法を優先。 *なお、新法の条文は、旧法の文言を組み替えて改善したもの。しかし、趣旨には大きな変化なし。
606	1795, [1976]		*[S.O.]379			仏法は、請負人の死亡の場合のみを規定し、能力の喪失には言及せず。スイス法は、本条とほぼ同趣旨。よってスイス法を優先。
607	1797					仏法は、請負人は被用者の責任を引き受けるべきことを規定するのみで、下請には言及せず。
608			[F.C.O.]449 [S.O.440]	*Com.331[=569]		独法・スイス法の条文は専ら「物品」の運送に言及するのみだが、日商法の条文は「物品又は旅客」と規定する。よって日法を優先。
609			*[F.C.O.]466 [S.O.455(III)]			
610						
611						
612	Com.102	Com.426	[F.C.O.]451 [S.O.441]	*Com.332 [=570]		仏法、独法、スイス法、日法の全てが類似した規定だが、本条に規定される記載事項の内容が日法のそれに最も近い。よって日法を優先。
613		Com.444, 445		*Com.333 [=571]		独法、日法ともに同様の内容だが、本条に規定される記載事項の内容が日法のそれに近い。よって日法を優先。
614		Com.363,		*[Com.334 [=574]]		仏法、独法は、有価証券の裏書譲渡に関する一般規定。日法は、貨物引換証に関する規定。よって日法を優先。
615		Com.448		*Com.344 [=584]		独法、日法ともに同様の内容だが、「貨物引換証を作成した場合」という条件を規定するのは日法。よって日法を優先。 *旧法とは、構文上、若干の違いがある。
616	98	Com.429	*[F.C.O.]456, 457, 458	Com.337 [=577]		仏法、独法、スイス法、日法ともに同様の内容だが、「物品の性状」や「荷送人の帰責事由」に触れているのは、スイス法第447条。よってスイス法を優先。



1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
617	Com.99	Com.431, 432	[S.O.]449, [F.C.O.459]	<b>*[Com.337 [=577]]</b>		仏法、独法、スイス連邦法、日法ともに同趣旨の規定だが、「滅失、毀損、または遅延」の責任と明記しているのは、日法。よって日法を優先。
618			[F.C.O.] 459 [S.O.449]	<b>*Com.339 [=579]</b>		日法は、運送業者の連帯責任を規定していて、本条と同一の構文を有する。よって日法を優先。
619						
620		<b>*[Com.]429 [(II)]</b>		Com.338 [=578]		独法、日法とも同趣旨の条文。しかし日法は、寄託契約に関する条文。よって独法を優先。
621			<b>*[F.C.O.]458[(II)] [S.O.448(II)]</b>			
622			<b>*[F.C.O.]460 [S.O.450]</b>			
623		Com.438	S.O.452	<b>*Com.348 [=588]</b>		独法、スイス法、日法とも、ほぼ同趣旨の規定だが、本条の条文構成は、日法のそれに最も近い。よって日法を優先。
624		Com.439	[F.C.O.]464 [S.O.454]	<b>*[Com.328 [=566]]</b>		独法、スイス債務法、日法とも、ほぼ同趣旨の規定だが、本条の条文構成は、日法のそれに最も近い。よって日法を優先。
625			[F.C.O.]465			
626		Com.433	[F.C.O.]453	<b>*Com.342 [=582]</b>		独法と日法はほぼ同趣旨だが、貨物引換証の所持人にも言及するのは日法。スイス連邦法は運送の中止のみに言及。よって日法を優先。
627		Com.435		<b>*Com.343 [=583(I)]</b>		独法、日法ともにほぼ同趣旨の規定だが、独法は「荷受人が自らの債務を履行した場合には」とより詳細な条件を付す。本条の条文構成は日法により近く、よって日法を優先。
628	Com.302			<b>*Com.336 [=576(I)]</b>		仏法、日法ともにほぼ同趣旨だが、仏法は「船の沈没、座礁、海賊による略奪、敵国による拿捕」といった具体的な規定。よって日法を優先。
629		<b>*Com.442</b>				<b>*意味は旧法の文言の方が理解しやすいが、新法は、1919年草案の英文を忠実に訳出したもの。</b>
630		<b>*440</b>	[F.C.O.]461	Com.324 [=562], [349[=589]]		独法（第440条）と日法はほぼ同趣旨の規定だが、独法は「運送人の留置権」、日法は「運送取扱人の留置権」とする。よって、本条では独法を優先。なお、スイス連邦法第224条は留置権の一般規定、461条は運送人の留置

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						権の主張に対して荷受人が担保を供託したときの規定。
631		*Com.437	[F.C.O.454], 455, 456	Com.286 [=524], 347 [=587], 345 [=585]		独法、日法は、その規定趣旨は類似しているが、本条の条文構成に最も近いのは独法。よって独法を優先。
632				Com.286 [=524(III)], 347 [=587]		本条の規定内容は、日法（第286条）のそれに近いが、日法は、競売代金は供託することを基本としている。
633		Com.441				独法（第441条）が本条の規定内容に近いが、独法は運送人の権利一般に関する規定で、留置権、供託、競売に限った規定ではない。
634				Com.350 [=590],		日法（第350条）は本条の規定内容に近いが、「注意を怠らざりしことを証明するに非ざれば」という条件を規定。
635						
636				[Com.351 [=591(II)]]		日法の規定は、本条第1項に近いが、その規定する期間は1週間。
637						
638				*[Com.352 [=592]]		
639						
640	*1875		[F.C.O.]321			仏法とスイス連邦法は、本条の構成ときわめて近い。独法は「貸主は、無償で物の使用を許すよう義務づけられる」という規定の仕方。日法は物の引渡しをもって成立する要物契約である点を強調。よって仏法を優先。 *なお、旧法の規定は、本条のそれとほぼ同趣旨であるが、「無償で」という表現を欠く。しかし、1919年草案債務法第629条には、"without paying remuneration"という表現が見られるので、これは単なる翻訳上のミスであったと想像される。"
641				[593]		本条の条文構成は、他国の民法典には見られない。日法に倣って、独自に構成したものと考えられる。1919年草案がそのまま採用されたと推測される。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
642						本条の条文構成は、他国の民法典には見られない、独特のものと考えられる。1919年草案がそのまま採用されたと推測される。
643	1880, [1881, 1882, 1883, 1884]		*[F.C.O.322]			仏法とスイス連邦法第322条は、本条とほぼ同様の内容。仏法は各点を個別に規定。独法は、約定された方法以外での使用、第三者への転貸を禁止する内容。日法も同じく「性質による用法」以外での使用、ならびに第三者への転貸を禁止し、それに違反した場合の貸主の解除権を規定。スイス法は、約定または性質による用法以外での使用ならびに第三者への転貸の禁止に加え、それに反した場合の借主の損害賠償責任を規定していて、内容的には本条のそれと最も近い。よってスイス法を優先。
644	*1880					仏法は、善良なる家長が自らの財産に払うと同一の注意をもって管理する義務を規定。独法は、目的物の瑕疵についての貸主の責任を規定するもの（第599条）と、適切な使用による変質や劣化については借主に責任なしとする規定（第602条）ものであるから、本条とは無関係。スイス法、日法にも、この趣旨の条文は見当たらず。よって仏法を優先。
645	1881	*605 [No.2]	[F.C.O.]326			仏法な「想定外の使用又は期間を超えた使用による目的物滅失の場合の借主の責任」を規定する内容。独法、スイス法は、規定内容においてほぼ同一であるが、独法は「貸主の解約権」という用語を用い、スイス法は「貸主の返還請求」とし、また貸主自身が目的物を必要とする場合も含める。よって独法を優先。
646	1888	*604[(II)(III)]	[F.C.O.]325	597 [(II)(III)]		独法、スイス法、日法はほとんど同一の規定内容だが、独法第604条が本条の構成に最も近い。日法も独法をモデルにしたもの。独法605条は契約違反の場合の貸主の解除権の規定。よって独法を優先。
647	1886	601[(I)]	*[F.C.O.]323 [S.O.306(I)]	595[(I)]		独法、スイス連邦法、日法はほとんど同一の規定内容だが、スイス法の構成が最も近い。よってスイス法を優先。
648		605 [No.3]	[F.C.O.328]	*599		独法は「解約事由」としての規定。スイス法は「使用貸借は借主の死亡によって終了」とする。「効力の消滅」という規定の仕方は日法に近い。よって日法を優先。
649		*606		600		日法は独法をモデルにしていると思われ、独法は本条と同じく6か月の短期時効期間を規定している。よって独法を優先。
650	*1892	607[(I)]	[F.C.O.]329	587		本条第一項は仏法と構成も内容も同じ。要物契約であることを規定する第二

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						項は、独法や日法を参考に追加されたものと思われる。よって仏法を優先。
651						
652			[F.C.O.]336	*591[(I)]		
653						
654						
655			S.O.314[(III)]			
656			*[F.C.O.]333, [S.O.317]			草案 (Ob.656) はスイス連邦法をモデルとしたもので、その後の起草作業で第2項が加えられたものと思われる。
657	*1915	688	[F.C.O.] 475[(I)]	657		「保管と返還を条件として物を受け取る」と規定する仏法第1915条が条文構成上最も近い。独法、スイス法、日法は主に「相手方のためにする保管の義務」を規定し、返還までは言及していない。よって仏法を優先。なお、1924法はこれを1919年草案より仏法をモデルにしているようだが、1928年法は、「受寄者は、保管と返還に同意する」という1919年草案の構成に復帰している。
658		*689	[F.C.O.475(II)]			スイス連邦法は「報酬が明言された場合、またはそのような約束が推測されるような事情がある場合」と規定し、独法は「報酬を当然に期待されるような事情がある時は黙示の合意があったものとみなす」と規定する。「黙示の合意」という表現から、独法を優先。
659	1927, 1928	690		659		1919年草案債権債務編第659条に基づいているのは、第1項のみ。仏法、独法、日法は、ほぼ同様の内容。第2項の「有償の寄託」に触れているのは、仏法1928条。第3項のモデルは不明。
660	1930	691, 698	*[F.C.O.]476	658		1919年草案債権債務編第660条は「承諾なければ自ら使用すること、第三者に使用管理をさせることはできない」と規定し、第661条が「承諾なく使用・第三者へ移管した場合の厳格責任」を規定。仏法第1930条は「承諾のない使用」の禁止のみを規定。またはスイス連邦法第476条は「承諾のない使用」の禁止および「承諾なく使用した場合の厳格責任」を規定。独法第691条は「承諾のない第三者への移管」を禁止する趣旨。日法第658条が「承諾のない使用」と「第三者への移管」の両者に言及。よってスイス連邦法を優先。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
661			[F.C.O.]482	*660		日法の構成は全く同じ。スイス連邦法は「差押えや訴えの提起がない限り、受寄者は受寄物を寄託者に返還する必要なし」という規定。よって日法を優先。
662		696[S.2]	[F.C.O.]479[S.1]	*663[(II)]		スイス連邦法第479条と日法はほぼ同趣旨であるが、「止むを得ない事情」という表現は日法に基づくと思われる。よって日法を優先。 *なお、英国からの要請で書き換えられたと思われるのは、約定された時期に先立って返還する「権利」という言葉の追加だけと思われる。
663	*1944	695	[F.C.O.]478	662		仏法、独法、スイス法、日法の全てが同趣旨だが、「寄託者の請求に応じて、いつでも返還されなければならない」という規定の仕方は仏法のみ。独、スイス、日法は「寄託者はいつでも返還を請求できる」という規定。よって仏法を優先。
664		696[S.1]	[F.C.O.]479[S.2]	*663[(I)]		スイス連邦法と日法は、ほぼ同趣旨。スイス法は「返還時期の確約がないとき」という表現。独法は「寄託者はいつでも返還を請求できる」という規定の仕方。よって日法を優先。
665	*1937					*1919年草案債務法第667条は「第三者の名前で寄託された場合にはその者に」という部分のみ。したがって、後に仏法の構成に立ち戻ったものと思われる。
666	*1936[S.1]			646, 665		日法は、委任に関する条文第646条の準用規定。よって仏法を優先。
667	1942		*[F.C.O.]480			仏法、スイス連邦法はほぼ同趣旨だが、仏法は、返還場所への運送費の規定。よってスイス法を優先。
668	1947	*[693]	[F.C.O.]477[S.2]	[665]		条文の構成が最も近いのが仏法と独法。仏法は単に「受寄者が負担した費用」と規定。独法第693条は「事情から必要と判断されてしかるべき費用」という条件をつける。スイス連邦法は「契約の遂行に必要な費用」という規定。日法は準用規定。よって独法を優先。
669		*699[(I)]		648[(II)], 665		独法と日法は同趣旨だが、日法は委任の規定の準用。よって独法を優先。
670	*1948					*本条は1919年草案債務法第673条に基づくが、この草案は受寄者の留置権に制限を規定している（寄託物の一部に制限する場合、寄託者が担保を提供した場合）。この制限は採用されなかった。
671						

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
672		700[(I)]	[F.C.O.]484[(I)]	666		独法は、代替可能な物が寄託されてその所有権が移転する場合、および寄託者がその消費を許した場合に、履行地および履行期を除いて、消費貸借の規定を準用する旨の規定。日法も同様の内容。スイス連邦法は、金銭が寄託された場合に、同額の返還のみが義務づけられたときは、収益と危険は受寄者に属するという規定。したがって、本条のモデルとは言えない。
673						
674	*1952	701[(I)]	[F.C.O.]486	Com.353 [=594(I)]		
675	1953, 1954			[Com.595]		仏法は、武器で脅された場合を除き、犯罪行為が原因であっても、支配人に責任ありという厳格責任を規定するが、有価証券等の場合にその責任を限定する趣旨はない。日法は、高価品については価格を告げて直接支配人に寄託するのでなければ、責任なしとする規定。
676						
677		701[(III)]	*[F.C.O.]487	Com.354 [=594(III)]		スイス連邦法は、本条と同一のほぼ同一の内容（ただし書は含まれない）。よってスイス法を優先。
678				Com.356 [=596(I)(II)]		日法は宿泊施設の支配人の損害賠償責任の消滅時効を1年とする規定。
679	2102(5)	704				仏法は動産の先取り特権の規定。独法は第1項に相当するが、モデル法ではない。 *なお、旧法は本条第1項のみ。
680	2011	765[(I)]	*[F.C.O.]489	446		構文構成では、仏法とスイス連邦法が本条第1項に近い。債権者と債務者の関係を中心にして、保証人を「第三者」とするのは、スイス法。ドイツ法は債務者を「第三者」と呼ぶ。よってスイス法を優先。 *旧法は、第1項のみ。新法は、第2項で書面による方式の条件を加えた。
681	[2012]	[765(II)]	*[F.C.O.492; S.O.494]			
682	*2014[(III)]	769	[F.C.O.]497,			混合条文。旧法は第1項のみで、仏法に基づく。第2項は新法で加えられたもので、独法に基づく。よって仏法を優先。
683	*2016		[F.C.O.]499	447		仏法、スイス連邦法、日法はほぼ同趣旨。「限度のない」という表現や条文

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						の構成が仏法に近い。よって仏法を優先。
684	2016		*[F.C.O.]499[(II)]			スイス連邦法の規定内容は、本条とほぼ同様。よってスイス法を優先。
685						
686	*2021					
687						
688	2021	771, 773	[F.C.O.]493	*452		日法の規定内容は、本条と全く同じ。よって日法を優先。
689				*[453]		
690		[772]	*[F.C.O.]494			独法は「金銭債務の場合にはまず債務者の動産を差押えて弁済をうけるべし」という規定。スイス連邦法は「債権者に抵当権や質権が成立しているときは、保証人はそれらの担保から弁済を受けるよう請求できる」という趣旨。よってスイス法を優先。
691			[F.C.O.]495	*[454]		スイス連邦法は「保証人が連帯債務を負担しているときは、債務者に先駆けて保証人に履行を請求することができる」という趣旨。日法は「権利を有しない」という規定で、本条の条文構成に近い。よって日法を優先。
692				*457		
693	*2028, 2029	774	[F.C.O.]504	459		保証人の求償権の範囲および代位権を具体的に規定するのは仏法。よって仏法を優先。
694	*2036	768	[F.C.O.]505[(I)]			債務者の抗弁権に加えて、保証人自身の抗弁権に言及するのは仏法。よって仏法を優先。
695	2031[(II)]		*[F.C.O.]505[(II)]			仏法とスイス連邦法はほぼ同趣旨だが、但し書きを有するのはスイス法。よってスイス法を優先。
696	*[2031(I)]					*旧法第1項は、1919年草案債務法第707条に第2号（仏法第2031条第2項に相当）を加えたものだったが、それが第695条と重複してしまったので、新法は第1項第2号を削り、再び草案通りに戻した形である。
697	*2037					*おそらく旧法の条文に不明瞭な点ないし誤りがあったためであろう、新法の本条は、旧法のそれを仏法第2037条をモデルに書き換えている。本条の基となる1919年草案債務法第708条は、担保財産が滅失または減額してし

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						まった場合の規定であるから、旧法の条文の方がそれに近かった。
698	2038		*[F.C.O.]501			
699					*Indian Contract 130, 260	
700					*Indian Contract 260	
701			*[F.C.O.]509			
702	2117	[1113]	[S.C.824]	*369[(I)]		日法における定義の仕方が、本条に最も近い。よって、日本法を優先する。
703				369		
704						
705	*2124					*イギリスからの批判によって旧法の「如何なる種類の財産であれ」という表現が削除された。
706	*2125					
707		[1113(II)]	[S.C.824(I)]			*1919年草案債務法第720条は、第681条第2項に相当する。
708			*[S.C.]794			スイス民法第792条は、確定金額が定まっている場合と、確定していないが最高限度額が約定されている場合に分けて規定。内容的にはスイス法が最も近い。 *旧法の条文は、1919年草案債務法第722条をほぼそのまま採用したものが、新法はそれを大幅に書き換えている。
709			*[S.C.]824[(II)]	[369(I)]		スイス民法第824条第2項は「抵当物件は債務者の財産である必要はない」という規定。日法は留置権や質権の規定の準用規定。
710				392[(I)]		スイス民法第796条が内容的に最も近いが、同一の所有者に属する複数の土地の場合のみ。また、抵当権の実行はその全ての物件を対象にしている、「予め定められた順番で」という規定はない。
711			*[S.C.]816[(II)]			仏法第1184条は総務契約一般の解除について、第1654条は売買契約の解除についての規定。スイス民法の規定は「流抵当」合意無効の規定。 *しかし、第729条で強制的な所有権移転(foreclosure)を認めているので、完全



1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						な禁止ではない。
712			[S.C.]812 [813]			スイス民法第 812 条は抵当物件条に、地役権や Grundlast (Grundschuld)などが設定された場合の規定。
713			*[S.C.]878			
714	2115, *2127					仏法第 2127 条は「二人の公証人と二人の証人の立会いのもとに書面で合意すること」を要求するもので、独法の規定は無記名債権に関する規定。よって仏法を優先。
715		1118, 1146	*[S.C.]818			独法、スイス民法は内容的に同趣旨だが、条文構成の形式はスイス法のそれに近い。よってスイス法を優先。
716						仏法は抵当設定権者の行為能力上の条件について、独法は複数の土地上に抵当権が設定された場合の規定。
717						仏法は抵当権の定義規定で、「抵当権は不可分」とする。独法は複数の土地上に抵当権が設定された場合の規定。 *1919年草案債務法第 731 条第 2 項の但し書きは「抵当権者からその権利を取得した者に対抗できない」となっていたのを、「第三者」に書き換えてある。
718	[2118]	[1120]	*[S.C.]805[(I)]	370		仏法第 2118 条、独法第 1120 条、スイス民法第 805 条第 1 項、日法第 370 条は、ほぼ同趣旨だが、スイス法の規定が最も単純で本条の構成に近い。よってスイス法を優先。
719				*389		
720						仏法第 2118 条、日法第 369 条は抵当権の定義条文、独法第 1012 条は地上権の定義条文。
721			*[S.C.]806[(I)]	[371]		スイス民法第 806 条第 1 項は「抵当権実行の請求以降の果実」、日法第 371 条は「債務不履行以降の果実」とする。よってスイス法を優先。
722			*[S.C.]812[(III)]			*旧法の規定は 1919 年草案債務法第 736 条を忠実に翻訳したもののだが、語訳があった（「地役権または財物」）。そこで新法は、その条文を完全に書き換えた。旧法は「抵当権者に対抗できない」という効果であったが、新法ではスイス民法第 812 条通りに、登記の抹消まで規定される。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
723	*2131	1133, 1134	[S.C.]808, [809], 810			混合条文。条文の構成としては、仏法が最も近いが、但し書きはスイス民法第810条をモデルにしている。
724						*イギリス大使館からの申し入れにしたがって変更したと記述があるが、旧法と新法のタイ語原文に違いが認められない。
725						
726						
727						*1919年草案債務法第740, 741条が内容として第700, 701条と同一であったため、旧法は、本条を準用規定に改めた。新法はそれに第697条を加えている。
728						*1919年草案債務法第744条は競売と所有権移転(foreclosure)との2つの実行方法を規定しているが、旧法はこの所有権移転を次条に移した。新法もそれを承継している。
729						独法もスイス民法も、弁済に代える所有権移転(流抵当)を禁止または無効としている。 *旧法は、1919年草案債務法第744条の第2号の強制的所有権移転(foreclosure)を本条に移して、「次の場合には所有権移転の請求は許されない」という表現から「次の場合には許される」という表現に変更した。
730	2134			*[373]		仏法、日法は同趣旨だが、「同一の不動産に複数の抵当権が設定されている場合」という表現を有するのは日法。よって日法を優先。
731						
732			[S.C.817]			
733						*本条のうち「債務者は不足分の全額を支払わなければならない」の部分は、1919年草案債務法第749条に基づくが、その後1935年の改正で「債務者は、その不足額に責任を負う必要はない」に変更された。
734		[1132]	[S.C.816(III)]	*392		独法は、抵当権者の選択権を大幅に認め、スイス法は全部の不動産から同時に弁済を受けることを原則としている。第2項の「代位」について規定しているのは日法。その点に着目して、日法を優先。 *1919年草案債務法第750条は、本条第1項に相当する。第2項、第3項は、日法第392条(共同抵当)第1項、第2項をモデルにしたもの。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
735	2169			*[381]		
736				*378 [379]		
737	[2183]			*[382]		
738				*[383]		
739	*2185			[384(II)(III)]		
740			*[S.C.]829[(III)]			
741				*[384(I)]		* 1919年草案債務法第759条は、申し出から1か月以内に回答が無かった場合を「黙示による承諾」とするものであった。旧法はそれを「明示的または黙示的に承諾した場合」に変更した。
742						* 1919年草案債務法第761条は、本条の第2項に相当し、しかも「取得者の利益となる権利」だけがその対象だったのを、旧法はそれを「取得者の利益または不利益となる権利」に拡張した。その趣旨は不明。また、本条がなぜ「抵当権の実行または滌除の結果」として「滌除」も含めたのか、その趣旨もやはり不明。滌除ができるのは「第三取得者」自身であり、滌除によって所有権は移転しないはずである。
743	*2175			[391]		仏法は第三取得者が抵当物件の減額を引き起こした場合も、必要費や有益費を負担した場合も、両方を規定するが、日法は必要費や有益費についてのみ言及。よって仏法を優先。
744	*2180	1181				* 旧法は1919年草案債務法第765条をモデルとしたもの。新法は、その第1号を削った。
745						
746						
747	*2071	1204	[F.C.O.]210	342,		全て質権の定義であるが、占有を移転する点に力点を置いているのは仏法。よって仏法を優先。
748	2080	1210, 1216		*346		全ての法が同様の趣旨であるが、質権の範囲を列挙している点、「質物の隠れた瑕疵による損害」に言及する点などで、日法の構成が最も近い。よって日法を優先。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
749	*2076					
750		1273, 1274, 1280	*[F.C.O.]215	362, 363		証書の引渡し、債務者への書面による通知に言及するのはスイス連邦法。よってスイス法を優先。
751		1292	[F.C.O.]212, 214, [S.C.]901	*366		独法、スイス法は「裏書きした証書を引渡せば有効」という趣旨で、1919年草案債務法第785条もそれに従っていたが、旧法はそれを変更して「第三者に対抗できない」とした。これは日法の趣旨。よって日法を優先。 *1919年草案債務法第785条は「無記名証券(instrument to bearer)を質物にしても、裏書によって質権設定を明示しなければ質契約は無効」という趣旨。それを旧法は「第三者に対抗できない」として、当事者間では有効とした。
752				*[364(I), 467]		*1919年草案債務法第786条は「記名証券を質物にしても、証書に付記して質権設定を明示しなければ質契約は無効。債務者への通知は不要」という趣旨。それを旧法は「債務者に通知しなければ、債務者および第三者に対抗できない」と変更して、当事者間では有効としたが、付記があっても第三者にたいしてなおも無効かどうか、不明。
753				*[365]		
754		1281	[S.C.]906	*[367(I)(III)(IV)]		混合条文。日法は基本的に質権者に債権を取り立てる権利を認める。これに対して、独法は「質権者と債権者の双方に対して履行しなければならない」とし、スイス民法も「一方への履行は他方の同意がなくてはならない」とする。したがって本条第1項は日法をモデルとし、第2項は独法をモデルとしている。第1項が基本原則といえるため、日法を優先。*1919年草案債務法第787条第2文は日法第367条第2項と同様に「質物たる権利が金銭債権の場合には、その支払いを被担保債務の履行に当てる」としていたが、旧法はそれを改めた。未だ履行期に至らないためと思われる。
755		*1276				
756		1229	[F.C.O.]222	*349		「履行期前の合意」、「所有権移転」、「その他の処分」という3点を揃えるのは日法。よって日法を優先。 *1919年草案債務法にはこの条文はない。
757						仏法第2279条、日法第193条は遺失物や盗品に関する条文で質権とは関係ない。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						*これらの参照条文は、1919年草案債務法第789条についてのものであったと思われる。この条文の第2項は「質物が盗品の場合には質契約は無効」としている。この条文はしかし、旧法にも新法にも採用されなかった。
758			[F.C.O.]221	*296, 347, 350		仏法は利息に関する規定。スイス連邦法は「完済まで質物を返還する義務なし」という規定。日法は留置権の一般規定を質権に適用する規定。よって日法を優先。
759	2080	1215	[F.C.O.]220	*298[(I)], 350		仏法、独法、スイス連邦法は、保存義務に基づく質権者の損害賠償責任に力点を置く。日法は、留置権者の善管注意義務を質権者に適用する規定。よって日法を優先。
760	[2080(I)]		[F.C.O.]218, 220	*298[(II)], 348, 350		仏法、スイス連邦法は質権者の過失責任を規定。日法は、留置権者が債務者の承諾なく使用し、または第三者へ供与することを禁止し、転質の際の厳格責任を規定。よって日法を優先。 *1919年草案債務法は第795条で「承諾なく使用、第三者への供与を禁止」し、第796条で損害賠償責任を規定していた。
761	*2081	1214	[F.C.O.]216	297, 350		全てほぼ同様の趣旨だが、条文構成がきわめて近いのが仏法。よって仏法を優先。 *1919年草案債務法第797条は「質物の果実は、被担保債務の弁済および付随費の償還に当てる」とのみ規定していて、旧法がそれを改めて、「まず利息に当て、その後に元本の返済に割り当てる」という規定に変えた。
762	*2080[(II)]	1216		299[(I)], 350		仏法は、質権設定者の義務規定、独法と日法は質権者の請求権の規定。よって仏法を優先。
763		*1226				
764		*1233-35 [-37]			Indian Contract 176	
765		*1234				
766	*Com.161			[367(I)]		仏商法第161条は「為替手形の所持人は、満期時に取り立てなければならない」という規定。
767		1228 [1247]	[S.C.]891		*[Indian Contract 176]	競売代金をまず弁済に当てること、残額を債務者に返還すること、弁済に満たない場合は、債務者になお支払い義務があること、これらはインド契約法をモデルとしていると思われる。

1928年タイ民商法典 第三編 第1章～第13章：主な参照条文およびモデル条文判定理由

§	French	German	Swiss	Japanese	English	モデル条文判定理由および覚書
						* 競売代金が被担保債務の弁済および付随費用の償還に不足する場合に、その不足分に関して債務者の債務が残るという規定は、抵当権に関する第733条では1935年の改正で「不足分に関して債務者は責任を負わない」と変更されたが、質権に関しては1919年草案債務法第807条の趣旨が残されている。
768		*1230				
769		*1252, 1253	[F.C.O.]219			スイス連邦法、日法の規定は、主に質物の占有を質権成立の条件とする規定。
(318)	(*: 53)	(*: 33)	(*: 53)	(*: 62)	(*: 11)	